

体罰の根絶をめざして

- 一 体罰は違法行為である
- 二 体罰は児童生徒の心身を傷つける
- 三 体罰は教育への信頼を失わせる
- 四 体罰は教育に必要ない
- 五 体罰は必ず根絶できる

平成25年9月改訂版

埼玉県教育委員会

目 次

1 懲戒と体罰

| | |
|----------------------------------|----|
| (1) 懲戒と法令 | 1 |
| (2) 懲戒、体罰に関する解釈・運用 | 1 |
| 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」 | 2 |
| (3) 体罰で教育はできない | 8 |
| (4) 体罰で問われる責任 | 9 |
| ア 行政上の責任(懲戒処分) | 9 |
| イ 刑事上の責任 | 10 |
| ウ 民事上の責任 | 11 |

2 学校における体罰の現状

| | |
|--------------|----|
| (1) 全国の現状 | 13 |
| (2) 本県の現状 | 16 |
| (3) 事例 | 19 |
| ア 刑事裁判の判例 | 19 |
| イ 民事裁判の判例 | 20 |
| ウ 本県における処分事例 | 21 |

3 体罰の根絶をめざして

| | |
|-----------------------|----|
| (1) 学校で取り組むべきこと | 22 |
| (2) 教員一人一人が取り組むべきこと | 23 |
| (3) 運動部活動の指導の在り方 | 25 |
| (4) 体罰防止のための自己チェックリスト | 26 |

監修 埼玉県教育局体罰防止連絡会議

県立学校部 県立学校人事課・高校教育指導課・生徒指導課
保健体育課・特別支援教育課
市町村支援部 小中学校人事課・義務教育指導課・家庭地域連携課
スポーツ振興課・人権教育課

1 懲戒と体罰

(1) 懲戒と法令

学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則 第26条第1項

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

埼玉県立中学校管理規則 第11条第1項

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

埼玉県立高等学校通則 第27条第1項

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

埼玉県立特別支援学校管理規則 第12条第3項

通則第十条から第十条の五まで、…〈中略〉… 第二十七条の規定は、高等部に準用する。

懲戒は教育上の目的に応じた教育作用として行われるものです。あくまでも立ち直りを期待しての教育的指導であることを、一人一人の教員が理解することが大切です。

懲戒を加えるに当たっては、児童生徒の性格、行動、心身の発達状況、問題行動の程度等に配慮して行うことが求められています。

また、懲戒は児童生徒の教育を受ける権利を制限することもあるため、慎重に行わなければなりません。

埼玉県教育委員会では、高等学校における懲戒について「生徒懲戒の手続等に関する基準」で、その基準を定めています。

(2) 懲戒、体罰に関する解釈・運用

指導上許される懲戒と禁止されている体罰の区別について、文部科学省は次のとおり平成25年3月の通知で、その解釈・運用等について示しています。



24文科初第1269号
平成25年3月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸 彦 印

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公 人 印

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると

いう認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合

は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告する

よう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみならず、固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2（1）の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されるところと考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されるところと考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

(3) 体罰で教育はできない

体罰を根絶するためには、教員一人一人が、体罰は法令上許されないことを理解するとともに教育の原点に立ち返り、以下のことを踏まえ、「体罰で教育はできない」ことを強く自覚する必要があります。

体罰は違法な行為であり、人権侵害である。

体罰は、学校教育法第11条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みこむ行為です。体罰はどのような理由からでも弁解できません。

体罰は、児童生徒に屈辱感を与え、心を強く傷つけるとともに、教員や学校への信頼を失わせる。

体罰は力による強制であり、児童生徒は屈辱感をもち、教員や学校への不信感を抱きます。

体罰には教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と教員との信頼関係を破壊し、それまでの多くの教員の努力をすべて水の泡にしてしまいます。

体罰は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考えを植えつける。

体罰は、成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、暴力による問題解決を肯定する考えを植えつけます。

体罰を受けた児童生徒が将来指導的立場になったとき、安易に体罰に頼るようになるでしょう。体罰の連鎖です。

また、体罰はいじめや校内暴力、不登校、非行等の引き金になることもあります。

「体罰が必要なときもある」という考え方は間違いである。

「愛のムチ」という言葉があります。児童生徒のためを思っている体罰は、教育上必要な、あるいは有効な手段であるという考え方です。しかし、これは指導力のない教員の身勝手な言い訳に過ぎません。

暴力で児童生徒を支配している教員は、瞬間的には指導力があるように見えてしまうので、保護者など大人たちの中にも体罰を容認する人が少なからずいます。体罰を受けている児童生徒自身でさえ、「先生が熱心に指導してくださっている」と思い込んでしまう場合もあります。これらは大きな勘違いです。

「体罰によって良くなる子」は、体罰によらずとも必ず良くなります。逆に「体罰によらずとも良くなる子」が、体罰によって良くなるとは限りません。

懲戒は、罰を与えること自体が目的ではなく、児童生徒を立ち直らせるための指導過程である。

児童生徒が指導に従わず反抗したときなどに、一時的な感情の高ぶりから体罰を行ってしまったという例が多くあります。

児童生徒の問題行動や非行に対して「悪いことをしたのだから、これくらいの罰は当然だ」ではなく、「同じ過ちを繰り返させないためにどうすればよいか」と考えることが大切です。懲戒は児童生徒を立ち直らせるための指導過程であり、罰を与えること自体が目的ではないからです。

このように、感情に流されることなく冷静に考えるなら、体罰を選択することはあり得ません。

(4) 体罰で問われる責任

ア 行政上の責任（懲戒処分）

体罰の状況によっては、地方公務員法第29条により懲戒処分を受けます。埼玉県教育委員会の「懲戒処分の基準」には次のように定められています。また、校長等の管理職も監督責任を問われることがあります。

懲戒処分の基準

第1 基本事項

本基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることができる。

また、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うこともできる。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

4 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰

児童生徒に対して体罰を加えた職員は、減給又は戒告とする。この場合において児童生徒に重篤な傷害を負わせ、かつ、その行為が特に悪質なときは、当該職員は停職とする。

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

埼玉県教育委員会では、県立学校長や市町村教育委員会から体罰の事故報告があった場合、体罰を行った教員本人、校長、相手方児童生徒及び保護者、他の職員、現場にいた第三者等から事情をよく聴き、総合的に判断して処分を決定します。

外見的には同じ行為でも、児童生徒の状況や指導経過、発生場所の状態、行為に至るまでの経緯、事後の対応など個々の詳細な事実に応じて、適切に判断します。

懲戒免職の場合、退職手当は支給されず、教員免許状は失効します。また、免職以外の懲戒処分による給与上の措置とその運用については、次のように定められています。

| 処分の種類 | 給料 | 昇給 | | 勤勉手当 | |
|-----------------|------|---------|--------|----------|----------|
| | | 5 5 歳以下 | 5 5 歳超 | | |
| 停職 | 6 月 | 支給しない | 昇給しない | 昇給しない | 37.5/100 |
| | 3 月 | 支給しない | 1 号給昇給 | 昇給しない | 37.5/100 |
| | 1 月 | 支給しない | 1 号給昇給 | 昇給しない | 37.5/100 |
| 減給 | 6 月 | 9 割支給 | 2 号給昇給 | 昇給しない | 47.5/100 |
| | 3 月 | 9 割支給 | 2 号給昇給 | 昇給しない | 47.5/100 |
| | 1 月 | 9 割支給 | 2 号給昇給 | 昇給しない | 47.5/100 |
| 戒告 | 全額支給 | 3 号給昇給 | 1 号給昇給 | 57.5/100 | |
| (参考) 勤務成績が良好 | 全額支給 | 4 号給昇給 | 2 号給昇給 | 72.5/100 | |

イ 刑事上の責任

体罰によって、児童生徒に何らかの被害や傷害を与えた場合は、当該教員に刑事上の責任が生じます。起訴された場合、刑法上の暴行罪、傷害罪等の罪に問われ、罰金や懲役等の刑罰を受けることがあります。

なお、禁錮刑以上の刑が確定した場合は、地方公務員法の規定により失職となり、さらに教育職員免許法の規定により、教員免許状が失効となります。

(ア) 暴行罪

刑法 第208条

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

暴行とは、人の身体に向けた有形力の行使をいいます。例えば、殴る、蹴るなどのほか、

- 毛髪を切る
- 衣服を引っ張る
- 脅すつもりで刃物を振り回す
- 石などを投げつける（たとえ当たらなくとも）
- 自動車を幅寄せする

なども暴行と見なされることがあります。

(イ) 傷害罪

刑法 第204条

人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

傷害とは、生活機能に障害を与えること、ないし健康状態を不良な状態に変更することをいいます。加害者の攻撃を避けるために被害者が負傷した場合も傷害となります。

ウ 民事上の責任

体罰を加えた教員は、被害を受けた児童生徒に対し治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがあります。

民法 第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

故意とは、一定の結果の発生すべきことを意図して、又は結果の発生すべきことを認識ないしは予見していながらそれを容認して行為をする心理をいいます。過失とは、通常尽くさなければならない注意を怠る場合をいいます。

体罰は、教員が意図的に加える児童生徒への懲戒権を逸脱した行為であるところから、過失ではなく故意と見なされる行為に当たります。

また、被害を受けた児童生徒が国家賠償法を根拠として損害賠償を求めた場合は、県や市町村が被告となります。

国家賠償法 第1条第1項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

公権力の行使とは、一切の公務員の職務上の行為を含むとされ、公立学校における教員の教育活動もこれに当たります。

国家賠償法 第1条第2項

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

国家賠償法は、被害者の救済のためと公務員が職務執行の際に萎縮しないように、国・公共団体は公務員個人の責任を肩代わりするという法律です。しかし、体罰は故意と見なされるので、肩代わりに値する行為とはされず、教員個人に求償する場合があります。

また、体罰は学校教育法で明確に禁止されている違法行為ですから、裁判所が違法と判断すれば、加害者である教員本人に賠償金の支払を命ずる判決が言い渡されることとなります。

2 学校における体罰の現状

(1) 全国の現状

文部科学省「体罰の実態把握」による。平成24年度中に発生した体罰が対象。
 国立・公立・私立学校の合計（中等教育学校、高等専門学校を除く）。

ア 発生件数等

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 発生件数 | 1,559 | 2,805 | 2,272 | 47 | 6,683 |
| 発生学校数 | 1,181 | 1,729 | 1,190 | 38 | 4,138 |
| (発生率) | 5.5% | 16.2% | 23.7% | 3.6% | 10.8% |

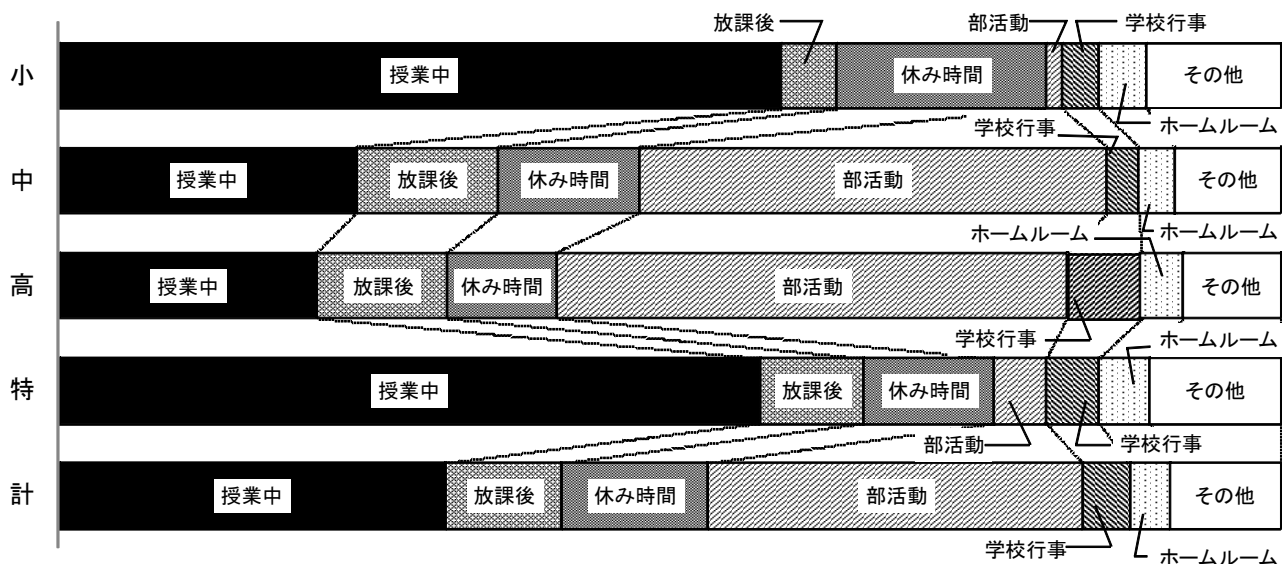
※ 「発生率」は「発生学校数」を全学校数で割ったもの。

※ 年度中に複数回に渡るまたは複数の被害者がいる場合であっても、1人の教職員による一連の体罰と見なせるなら1件とする。

イ 体罰が行われた場面

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|--------|-----|-------|------|--------|-------|
| 授業中 | 922 | 687 | 483 | 27 | 2,119 |
| 放課後 | 72 | 323 | 242 | 4 | 641 |
| 休み時間 | 267 | 324 | 203 | 5 | 799 |
| 部活動 | 21 | 1,073 | 948 | 2 | 2,044 |
| 学校行事 | 45 | 74 | 137 | 2 | 258 |
| ホームルーム | 62 | 82 | 77 | 2 | 223 |
| その他 | 170 | 242 | 182 | 5 | 599 |

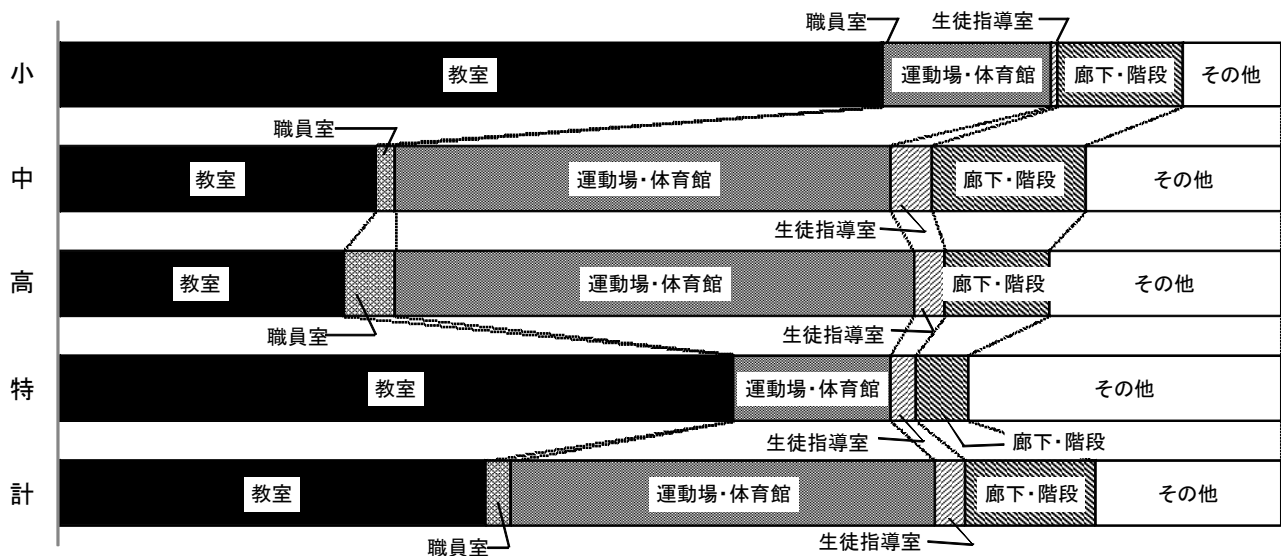
※ 複数の場面で行われた場合も主な場面1つを選択。



ウ 体罰が行われた場所

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|---------|-------|-------|------|--------|-------|
| 教室 | 1,050 | 730 | 532 | 26 | 2,338 |
| 職員室 | 2 | 45 | 95 | 0 | 142 |
| 運動場・体育館 | 215 | 1,136 | 964 | 6 | 2,321 |
| 生徒指導室 | 7 | 95 | 58 | 1 | 161 |
| 廊下・階段 | 161 | 355 | 194 | 2 | 712 |
| その他 | 124 | 444 | 429 | 12 | 1,009 |

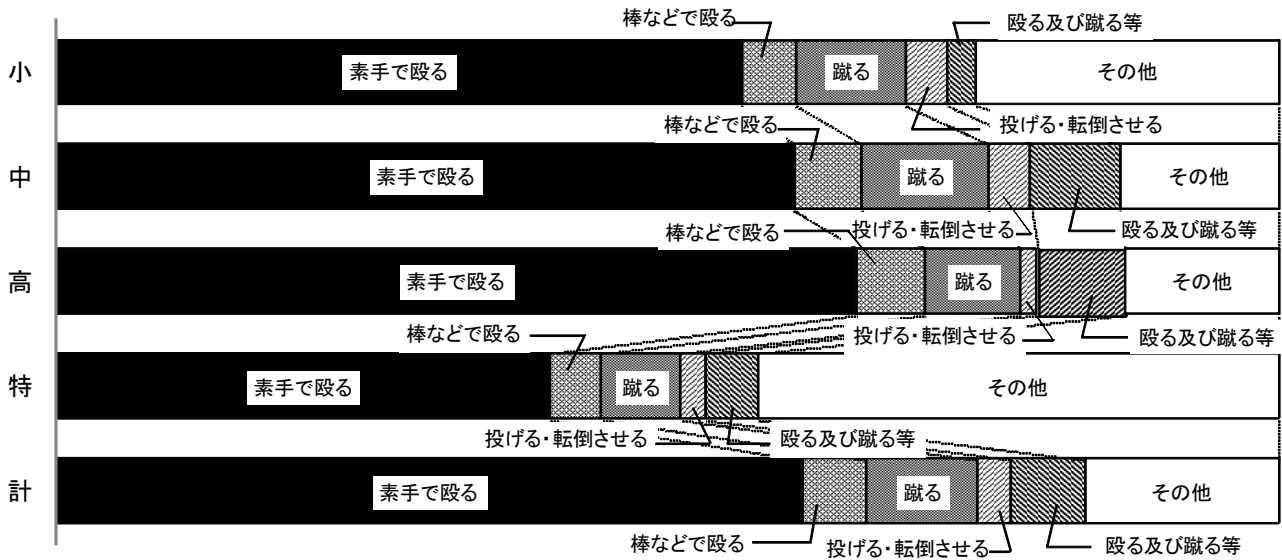
※ 複数の場所で行われた場合も主な場所1つを選択。



エ 体罰の態様

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|-----------|-----|-------|-------|--------|-------|
| 素手で殴る | 876 | 1,698 | 1,489 | 19 | 4,082 |
| 棒などで殴る | 68 | 152 | 127 | 2 | 349 |
| 蹴る | 141 | 292 | 177 | 3 | 613 |
| 投げる・転倒させる | 52 | 94 | 31 | 1 | 178 |
| 殴る及び蹴る等 | 37 | 207 | 164 | 2 | 410 |
| その他 | 385 | 362 | 284 | 20 | 1,051 |

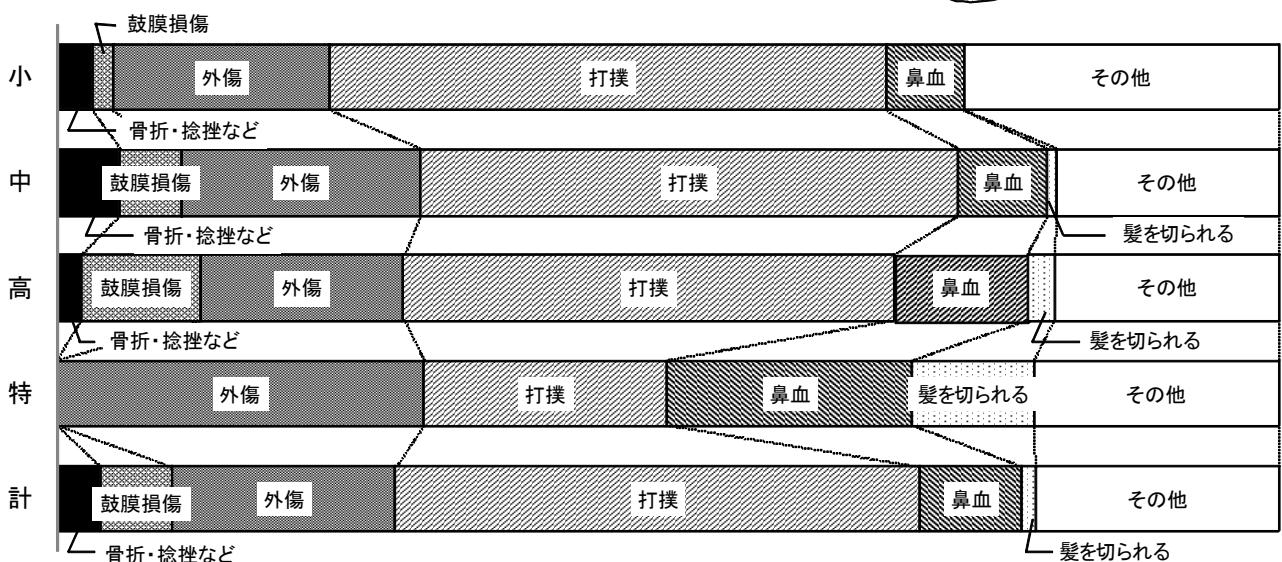
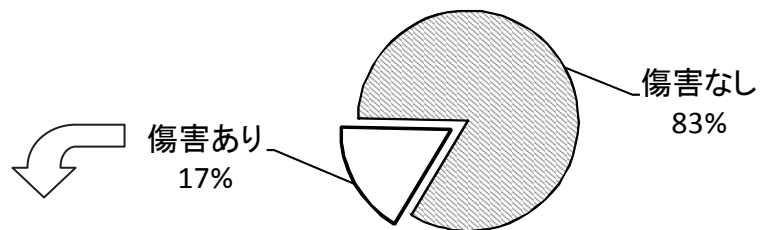
※ 複数の態様がある場合も主な態様1つを選択。



オ 被害の状況

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 骨折・捻挫など | 7 | 26 | 7 | 0 | 40 |
| 鼓膜損傷 | 4 | 26 | 35 | 0 | 65 |
| 外傷 | 42 | 99 | 59 | 3 | 203 |
| 打撲 | 108 | 224 | 143 | 2 | 477 |
| 鼻血 | 15 | 37 | 39 | 2 | 93 |
| 髪を切られる | 0 | 4 | 8 | 1 | 13 |
| その他 | 61 | 92 | 65 | 2 | 220 |
| 傷害なし | 1,322 | 2,297 | 1,916 | 37 | 5,572 |

※ 複数の被害がある場合も主な被害を1つ選択。



(2) 本県の現状

文部科学省「体罰の実態把握」による。平成24年度中に発生した体罰が対象。
 県立学校及びさいたま市を除く市町村立学校。

ア 発生件数等

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|-------|------|------|------|--------|------|
| 発生件数 | 18 | 32 | 10 | 2 | 62 |
| 発生学校数 | 18 | 27 | 9 | 2 | 56 |
| (発生率) | 2.5% | 7.4% | 6.1% | 5.9% | 4.5% |

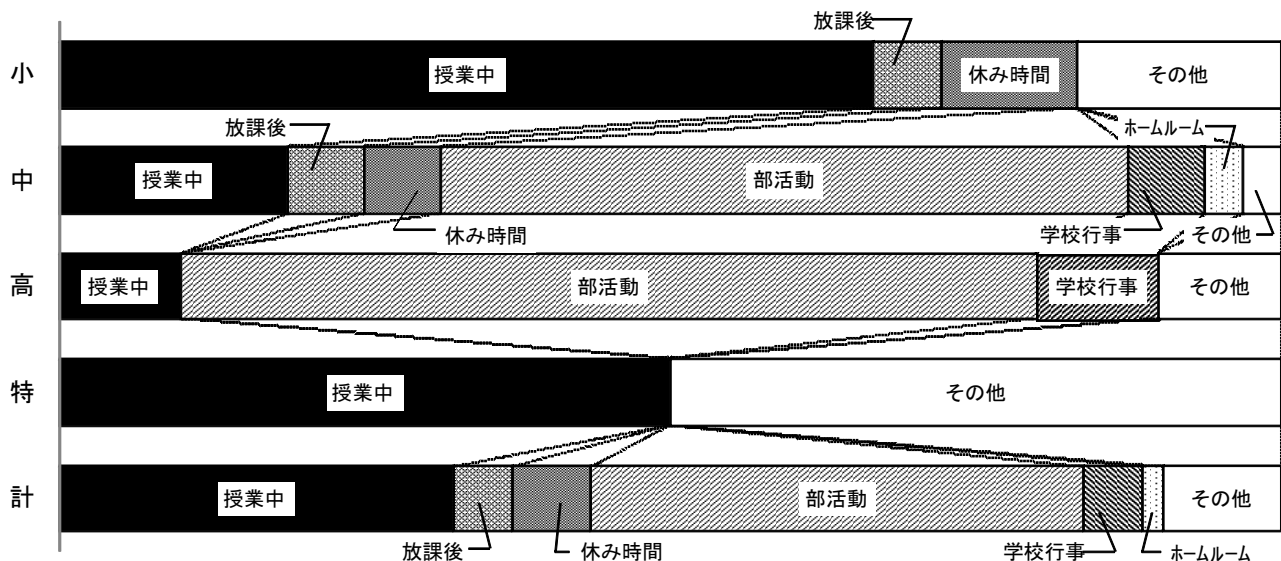
※ 「発生率」は「発生学校数」を全学校数で割ったもの。

※ 年度中に複数回に渡るまたは複数の被害者がいる場合であっても、1人の教職員による一連の体罰と見なせるなら1件とする。

イ 体罰が行われた場面

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|--------|-----|-----|------|--------|----|
| 授業中 | 12 | 6 | 1 | 1 | 20 |
| 放課後 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| 休み時間 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 部活動 | 0 | 18 | 7 | 0 | 25 |
| 学校行事 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| ホームルーム | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 3 | 1 | 1 | 1 | 6 |

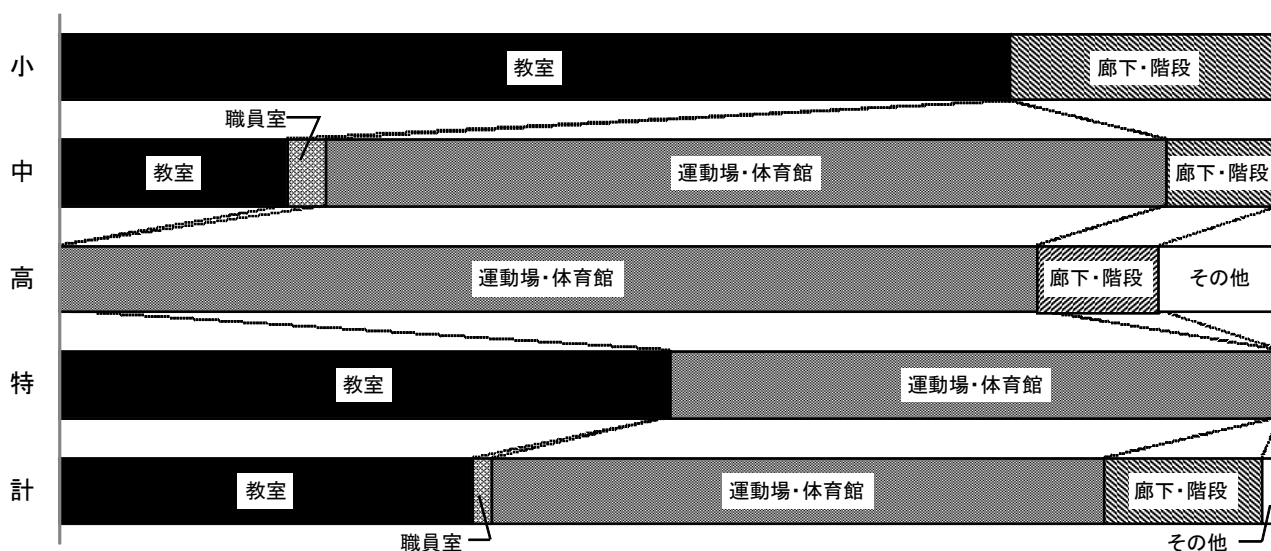
※ 複数の場面で行われた場合も主な場面1つを選択。



ウ 体罰が行われた場所

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|---------|-----|-----|------|--------|----|
| 教室 | 14 | 6 | 0 | 1 | 21 |
| 職員室 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 運動場・体育館 | 0 | 22 | 8 | 1 | 31 |
| 生徒指導室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廊下・階段 | 4 | 3 | 1 | 0 | 8 |
| その他 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |

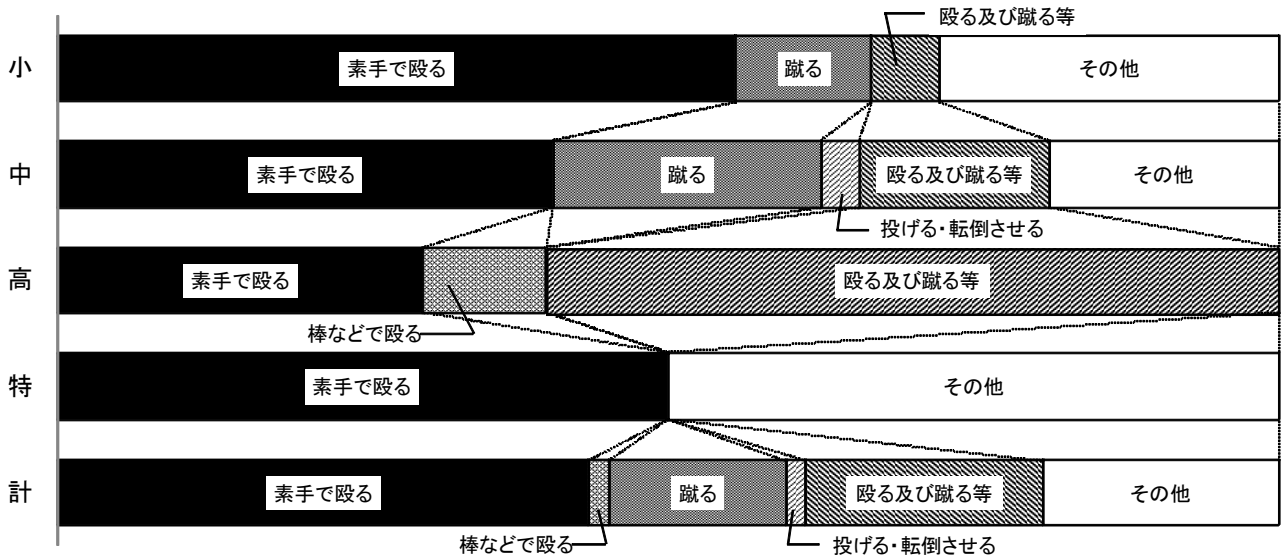
※ 複数の場所で行われた場合も主な場所1つを選択。



エ 体罰の態様

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|-----------|-----|-----|------|--------|----|
| 素手で殴る | 10 | 13 | 3 | 1 | 27 |
| 棒などで殴る | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 蹴る | 2 | 7 | 0 | 0 | 9 |
| 投げる・転倒させる | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 殴る及び蹴る等 | 1 | 5 | 6 | 0 | 12 |
| その他 | 5 | 6 | 0 | 1 | 12 |

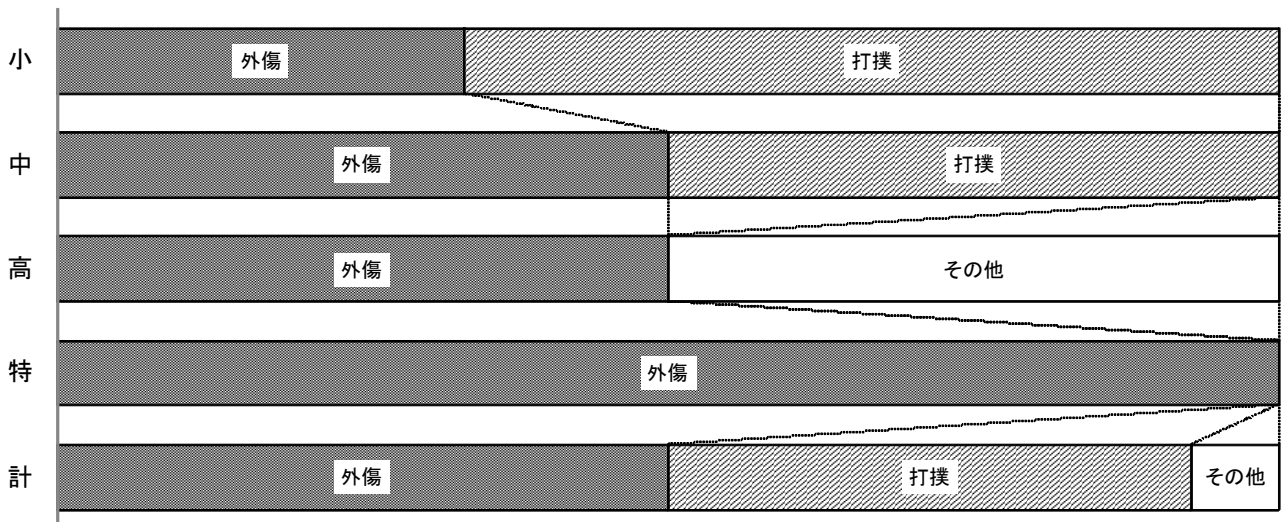
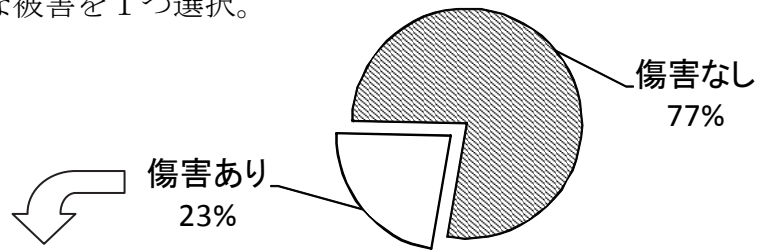
※ 複数の態様がある場合も主な態様1つを選択。



オ 被害の状況

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|---------|-----|-----|------|--------|----|
| 骨折・捻挫など | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鼓膜損傷 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外傷 | 1 | 4 | 1 | 1 | 7 |
| 打撲 | 2 | 4 | 0 | 0 | 6 |
| 鼻血 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 髪を切られる | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 傷害なし | 15 | 24 | 8 | 1 | 48 |

※ 複数の被害がある場合も主な被害を1つ選択。



(3) 事例

ア 刑事裁判の判例

市立小学校の担任教諭Aは授業中に、頭蓋骨狭窄症で知的障害のある児童Bが指示に従わなかったため、児童Bの頭部を複数回殴打した。児童Bはその後硬膜外血腫により死亡した。

教諭Aの暴力と児童Bの死亡との間に因果関係が認められるとして、懲役3年の実刑判決。

[昭和62年8月26日・横浜地方裁判所]

控訴審で懲役2年に減刑。上告審で懲役2年の実刑判決確定。

[昭和63年11月26日・最高裁判所第一小法廷]

私立大学附属高校の教諭Cは、生徒指導中に口答えをした女子生徒Dに腹を立て、右側頭部付近を数発殴った。生徒Dはコンクリート壁に激突して意識不明となり、翌日死亡した。

傷害致死罪で懲役2年の実刑判決。

[平成7年12月25日・福岡地方裁判所]

控訴審で「教育の名に値しない私憤に由来する暴行」として、懲役2年の実刑判決確定。

[平成8年7月6日・福岡高等裁判所]

県立高校2年生の担任教諭Eは、男子生徒Fが文化祭の準備に加わらないなど態度が悪いことを理由に、生徒Fの顔を平手で殴り、歯を折る怪我を負わせた。生徒Fはその後、精神的に不安定となり1ヶ月間休学した。また、教諭Eはこれ以前にも、生徒Fに対し十数回にわたって体罰を行っていたことが発覚した。

傷害罪で50万円の罰金刑。

[平成23年3月14日・福岡地方裁判所]

イ 民事裁判の判例

市立中学校の教諭Aは、問題行動が目立つ男子生徒Bが、校内ですれ違った際にあいさつしなかったことに腹を立てて殴る蹴る等の暴行を行い、全治10日間の怪我を負わせた。また、生徒指導中に生徒Bが嘘をついたことに腹を立てて生徒Bの顔面を殴打し、全治15日間の怪我を負わせた。さらに、生徒Bの無断欠席や早退等が多いことを指導する際、「二度と来るな」「学校に来たいなら親と一緒に土下座して謝れ」と怒鳴りつけたため、生徒Bは3カ月の欠席を余儀なくされた。

教諭Aの体罰及び不適切な言動は、懲戒の範囲を逸脱した違法なものとして、市と県に損害賠償金30万円の支払命令。

[平成2年3月26日・浦和地方裁判所]

市立小学校6年生の担任教諭Cは、男子児童Dが運動会のポスター制作について質問したところ、すでに説明してあったことから「何回おなじことを言わすねん」と怒鳴りつけ、児童Dの頭頂部と頬を数回叩いた。児童Dは直後に行方不明となり、その後自殺した。

教諭Cの注意義務違反と児童Dの自殺との間には相当因果関係があるとして、市に慰謝料約3,790万円の支払命令。

[平成12年1月31日・神戸地方裁判所]

市は控訴断念後も因果関係については否定してきたが、平成25年3月19日に「体罰による自殺」と認め、児童Dの両親に謝罪した。

市立中学校男子バレーボール部の顧問教諭Eは、2年生部員の男子生徒Fがスパイクミスしたことに腹を立て、至近距離から生徒Fの顔面にバレーボールを投げつけた。生徒Fは急性硬膜下出血で植物状態になった。また、裁判の審理の過程で、教諭Eは以前から複数の生徒に対し、体罰を繰り返していたことが明らかになった。

教諭Eの暴行と生徒Fの症状の間に因果関係が認められるとして、市に対し損害賠償金1億6,000万円の支払などの和解勧告。

[平成13年9月28日・神戸地方裁判所]

ウ 本県における処分事例

公立小学校の教諭Aは授業中、宿題の点検を行っていたところ、男子児童Bが宿題を出さなかったことで感情的になり、児童Bの頭部を平手で1回叩いた。

口頭注意

公立小学校の教諭Cは給食指導中、男子児童Dの指導に反する発言を聞き、児童Dの頭部を1回殴打して、頭部外傷、裂傷の傷害を負わせた。

減給1月（給料の月額の10分の1）

公立中学校運動部顧問の教諭Eは練習試合中、女子生徒Fが指示されたプレーが出来なかったことに腹を立て、生徒Fの臀部を蹴った。

口頭注意

県立高校運動部顧問の教諭Gは部活動指導中に、部員の男子生徒Hをグラウンドに正座させ、指示通りの練習をしなかったことや普段の授業態度が悪いことなどを説諭しながら、生徒Hの頬を平手で数回叩き、全治7日間の怪我を負わせた。

減給1月（給料の月額の10分の1）

県立高校運動部顧問の教諭Iは部活動指導中に、部員の男子生徒13名に対し、頬を平手で叩く、頭をサンダルで叩く、髪の毛を引っ張る、足を蹴る等の体罰を繰り返し、うち6名に鼓膜損傷、大腿四頭筋部分断裂、打撲、外傷出血等の怪我を負わせた。

停職6月

県立高校の教諭Jは校外巡回指導中、男子生徒Kが喫煙しているのを発見し、これまですでに2回喫煙指導していたことから感情的になり、生徒Kの頬を平手で1回叩いた。

文書訓告

3 体罰の根絶をめざして

(1) 学校で取り組むべきこと

教員全員が体罰根絶のための視点を持ち、いかなる場合にも体罰を用いてはならないという教員の意識改革に向けた取組を行う。

「愛情に基づく体罰は許される」「教育効果もある」といった体罰を肯定する考え方を、一人でも持つ者がいないようにしなければなりません。

体罰をした教員や体罰を制止できない教員に対する児童生徒や保護者の不信感は、たとえ1回の体罰であっても学校全体への不信感につながり、大きな悪影響を及ぼします。その後、正常な教育活動を回復するために、多くの時間と労力を費やすことになります。

体罰は、教員個人の問題ではないことを、肝に銘じる必要があります。

授業、学校行事、部活動などすべての教育活動の基本に「一人一人を大切にし、信頼関係に立つ教育」をすえ、児童生徒一人一人を大切にした教育を推進する。

「一人一人を大切にし、信頼関係に立つ教育」を推進し、学校全体で互いに体罰を許さない雰囲気や教育観を作り上げる必要があります。

教員が、児童生徒を良くしようとして熱心に指導したり、より良い教育を目指して努力したりしても、児童生徒が反発したり真剣に取り組まなかったりする場合に、力で押さえつけようとして体罰につながる場合があります。教員の指導力向上に向けた取組も必要です。

体罰防止を研修計画に位置付け、事例研究などを通して研修を深めることにより、体罰を容認しない雰囲気づくりを進める。

教員の中に「力による指導は生徒指導上必要ではないのか」などの疑問がある場合には、納得がいくまで率直に意見交換するなど、意識啓発を図る研修会を持つことが必要です。

そして、「体罰は教育に必要ない」ということを教員一人一人が十分に理解し、互いに抑止できる職場にしなければなりません。

全教員の協力と連携のもとに、機能的な生徒指導体制を確立し、心の通いあう温かい学校づくりに努める。

機能的な生徒指導体制を確立し、共通理解のもと、全校的な協力体制の中で生徒指導を行う必要があります。係となっている一部の教員に任せっきりにするなど、生徒指導体制が不十分な場合に体罰を誘発してしまうこともあります。

また、教員が孤立して問題を一人で抱え込んだり、すぐに教育効果を期待したりするこ

とがないよう、常に協力してチームで教育活動を行うことが大切です。

「複数の教員で対応する」「児童生徒が話す機会を十分に与える」等の基本的な配慮事項について、全教員が共通理解して児童生徒の指導に当たらなければなりません。

また、児童生徒が気軽に何でも相談できる教育相談体制の整備、充実も必要です。

家庭・地域との連携を強め、学校の教育方針や教育活動を明確にし、保護者や地域住民等の協力を得ながら学校運営を進める。

「体罰によらない指導」「信頼関係に立つ教育」を確立するためには、保護者や地域住民、関係機関等との情報交換や意見交換の場を多く設けて連携を強め、学校運営に理解と協力を求めるなど、開かれた学校づくりを進めることが必要です。

(2) 教員一人一人が取り組むべきこと

児童生徒それぞれの個性や長所を生かす積極的な生徒指導を推進する。

教員一人一人が体罰によらず児童生徒を適切に指導できるようになるため、教科や部活動、生徒指導等の指導力を養い、信頼される教員に成長していかなければなりません。

生徒指導のねらいは非行防止にとどまるものではなく、人格のよりよい発達を目指すところにあります。そのため、教員は、児童生徒のそれぞれの個性や長所に目を向け、児童生徒が自己の受容と理解、そして自己実現に向けて努力できるよう指導・援助を行うことが大切です。

教育相談的なかわり方を大切にし、児童生徒の不安や悩み、喜びなど心の内面を共感的に受け止める。

教員と児童生徒、児童生徒相互の温かい人間関係をつくるのが大切です。そのため、具体的な事例に基づいた校内研修を組織的、計画的に行い、一人一人の教員が教育相談の理論や手法の理解と習得に努め、カウンセリングマインドを身に付けることが求められています。

日頃の教育活動に誤りや不十分なところはないか、「自己チェック」をとおして指導の改善を図る。

体罰は、児童生徒が指導に従わないときや、思ったように指導ができないときなどに感情的な形で行われる傾向があります。また、冷静さを欠いた懲戒は、体罰に至らなくても、児童生徒の人権を侵害する可能性があります。

日頃の教育活動について自己点検を行い、体罰はもちろんのこと、暴言や恫喝などの不適切な指導を行わないよう、常に指導の改善を図ることが必要です。

指導の成果を性急に求めない。

体罰の原因の多くは、指導の成果を性急に求めるあまり、教員が感情をそのまま言動に表してしまうことにあります。

授業や部活動指導、生徒指導を行っているとき、教員は児童生徒との間で強い緊張関係の状態に置かれることがあります。しかし、発達途上にある児童生徒を指導する立場にある教員は、児童生徒の成長をじっくりと見守っていくことが大切です。指導の成果を性急に求めることなく、カウンセリングマインドをもって、児童生徒の話をじっくりと聴き、時間をかけて根気よく指導することが求められます。

生徒指導の力量を高める。

児童生徒の中には、家庭において発達段階に応じたしつけが十分になされておらず、規範意識も十分に身に付いていない場合もあります。そのため、服装や生活態度について注意を与えても、反抗的になるばかりか、教員の態度をなじり、自分の非を認めようとしないう児童生徒もいます。このような中で、生徒指導は従来よりも困難になりつつあり、教員は生徒指導の指導力を一層向上させ、児童生徒一人一人に応じた指導を行っていく必要があります。

基本的な生活習慣を身に付けさせるなどの指導も必要ですが、一方で児童生徒が心から納得して、学校生活を送ることができるような内面からの指導が必要となっています。道徳教育、進路指導を含めた人間としての在り方生き方に関する教育、教育相談的指導、体験学習などを児童生徒の実態に応じて選択して、効果的な指導方法を工夫していかなければなりません。

また、結果や現象面だけを見るのではなく、児童生徒の家庭環境や成育歴等を把握し、その行動の要因や背景を意識して、粘り強く指導する必要があります。そのために、学級担任だけでなく、教科担当や養護教諭、スクールカウンセラーなど多くの教職員が連携して、多面的に児童生徒理解を図ることが大切です。

障害のある児童生徒に対しては、特に個々の特性や行動の背景を十分に踏まえ、指導方法を工夫する。

障害があるために言葉による指示が難しい児童生徒への指導場面では、身体を介して指示をしたり、危険な行動を制止したりすることがあります。

そうした場面でも、個々の児童生徒の特性や行動の背景を十分に理解した適切な対応ができるよう、教員一人一人が専門的な知識と技術を身に付けることが求められます。

また、日常的に保護者との連携を密にし、指導内容・指導方法について十分な共通理解を図る必要があります。

(3) 運動部活動の指導の在り方

運動部活動は、学校において計画する教育活動であり、生徒一人一人にスポーツの持つ楽しさを味わわせたり、仲間と一緒に活動したりすることで、健全な身体の育成と、豊かな人間性や社会性の育成に大きく寄与しています。

今、運動部活動における適切な指導が求められています。何のために運動部活動を行うのか、原点に立ち返り、学校全体で指導体制を見つめ直す必要があります。

運動部活動の意義

- (1) 心身をリフレッシュさせるだけでなく、仲間とともに自主的・自発的に行う活動が多く、生徒に喜びと生きがいをもたらす、学校生活を豊かで充実したものにする。
- (2) スポーツの専門的スキルや知識を身に付け、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるとともに、体力の向上と健康の増進を図る。
- (3) 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- (4) 共通の目標に向かって努力する過程を通して、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会である。
- (5) 運動部活動の充実により、生徒一人一人の教育活動全般への意欲が高まり、学校全体が活性化する。
- (6) 競技力の向上や、スポーツの普及・発展に重要な役割を果たす。

埼玉県教育委員会「運動部活動指導資料(平成22年3月)」より

運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

- ①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう
- ②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう
- ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう
- ④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう
- ⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう
- ⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう
- ⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議

「運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月)」より

(4) 体罰防止のための自己チェックリスト

※思い当たる項目にチェックをして改善に努めましょう。

1 教員として、思い上がりはないか。

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 児童生徒が教員の指導に従うのは当然だと思う。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒が指導に従わないのは、自分の指導力と無関係だと思う。 | <input type="checkbox"/> |
| 部活動の部員が顧問の命令に従うのは当然だと思う。 | <input type="checkbox"/> |
| 自分の指導が一番よい指導であると思う。 | <input type="checkbox"/> |
| 信頼関係があれば、多少手荒なことをしても大丈夫だと思う。 | <input type="checkbox"/> |

2 教員として、一人よがりの言動はないか。

| | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 社会通念とかけ離れた指導でも自分の考えだけで行うことがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒の気持ちを考えずに自分が思った言葉を口にする。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒の考えを聞く機会を持つ努力をしていない。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒の指導に関して保護者と連携を図る必要性を感じない。 | <input type="checkbox"/> |
| 自説に固執し、同僚等の意見をすぐに否定する。 | <input type="checkbox"/> |
| 「これくらいはよいか」と考え、学校の共通した指導基準を守らないことがある。 | <input type="checkbox"/> |

3 教員として、言行不一致はないか。

| | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 児童生徒に要求したことを、自らが守れないことがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒に「時間を守れ」と言いながら、自分は授業に遅れたりすることがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒は教員の言行が一致しているか常に見ていることを自覚していない。 | <input type="checkbox"/> |

4 児童生徒の心情や立場への思いやりを欠く一方的、画一的な指導を行っていないか。

| | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 児童生徒の性格や個性を考えずに指導を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒は一人一人発達段階に差があることを考慮しないで指導している。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒の創意を指導に取り入れる努力をしていない。 | <input type="checkbox"/> |
| きまりや規則だけをよりどころとする指導になっている。 | <input type="checkbox"/> |

5 指導の成果を性急に求める傾向はないか。

| | |
|--|--------------------------|
| 児童生徒を指導している最中に、思わずカッとなることがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒は指導されたことを、すぐに実行すべきだと考えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 自分の予想どおりに児童生徒が動かないとき、待つことができないでイライラする。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校や学級のためには、力づくでも児童生徒を従わせないといけないと思うことがある。 | <input type="checkbox"/> |

6 腕力や体力など本来の指導力以外のものに頼る指導に陥っていないか。

| | |
|----------------------------|--------------------------|
| 普段から教員の権威に頼った指導をしている。 | <input type="checkbox"/> |
| 指導力不足を威圧や腕力で補おうとしている。 | <input type="checkbox"/> |
| 自分の学生時代に受けた体罰による指導を肯定している。 | <input type="checkbox"/> |

7 部活動等の指導に、勝利至上主義へのあせりはないか。

| | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 大会などで勝つことだけが目的となっている。 | <input type="checkbox"/> |
| 部活動顧問の指導力は、大会などの成績で分かると考えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 運動技術が向上しないのは、生徒の責任だと思う。 | <input type="checkbox"/> |
| レギュラーの生徒ばかりを指導する傾向がある。 | <input type="checkbox"/> |
| 生徒の都合や予定を無視して、急に練習スケジュールを変更することがある。 | <input type="checkbox"/> |

8 体罰に対する認識が不足していたり、意識が低かったりすることはないか。

| | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 体罰は必要悪と考えることがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 自分は体罰をすることがないから、関係ないと思うことがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 体罰が行われているのを見過ごすことがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 生徒指導には体罰はつきものだと考えることがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 体罰を行う同僚を指導力のある教員と思うことがある。 | <input type="checkbox"/> |
| 校内暴力が増えれば、体罰も増えるのは当然だと考えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 生徒指導の係だから、ある程度の体罰は許されると考えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 生徒指導は生徒指導の係に任せておけばよいと考えている。 | <input type="checkbox"/> |